

令和2年度財政援助団体等監査（補助金等）結果

- 1 **実施期間** 令和3年1月7日から2月16日まで
- 2 **対象とした事項及び範囲** 平成31年度及び令和2年度 補助金及び負担金の執行状況について
- 3 **対象補助金等**
- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| ①匠の家づくり支援事業補助金 | 【担当課：林務課】 |
| (匠の家づくり支援事業補助金・東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業補助金) | |
| ②高山・中津川創生連携協議会負担金 | 【担当課：林務課】 |
| ③杉原千畝ルート推進協議会負担金 | 【担当課：海外戦略課】 |
| ④飛騨食肉センター施設運営事業補助金 | 【担当課：畜産課】 |
| ⑤地域特産物振興事業補助金 | 【担当課：農務課】 |
| ⑥市民活動支援事業補助金 | 【担当課：協働推進課】 |
| (市民活動事業補助金・市民活動団体設立補助金) | |
| ⑦生ごみ堆肥化装置設置補助金 | 【担当課：生活環境課】 |
| ⑧県中部山岳国立公園活性化推進協議会負担金 | 【担当課：環境政策推進課】 |
| ⑨歴史的風致維持向上委員会負担金 | 【担当課：文化財課】 |
| ⑩防災ラジオ普及事業補助金 | 【担当課：危機管理課】 |
| ⑪浄化槽設置整備事業補助金 | 【担当課：下水道課】 |

4 着 眼 点

補助金及び負担金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等の支出及び収支経理並びに用途について、概ね適正に処理されているものと認めた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

(1) 匠の家づくり支援事業補助金

市産材の利用拡大を目的として、市産材を構造材に一定量以上使用した木造建築物の建築主又は建築事業者に対し、補助金を交付するものであり、高山市匠の家づくり支援事業補助金交付要綱で規定している。

要綱第 11 条第 2 項では、補助事業が完成し交付請求書の提出があった場合、内容が適正であると認めたときは 30 日以内に補助金を交付すると定めているが、交付までに 30 日以上を要したものが散見された。事務の執行上やむを得ない場合もあるとの説明であったが、要綱に沿った適正な事務を執行されたい。

また、中津川市との連携による高山市東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業補助金にかかる事務執行についても同様に対処されたい。

(2) 高山・中津川創生連携協議会負担金

林業・木材産業の振興を図ることを目的とした中津川市・高山市 林業・木材産業連携協議会（平成 27 年 10 月 28 日設立）に対し、負担金を支出している。

令和 2 年 5 月 15 日に書面表決された総会議案において、平成 31 年度収支決算報告書の支出予算額の合計額や内訳が誤記載のまま認定されていた。また、会計監査報告書では規約第 11 条で定めた監査委員以外の者が監査を行っていた。

この協議会は本市と中津川市が 1 年交代で事務局を務めているが、両市連携のもと規約に則った適正な運営に努められたい。

なお、市予算書説明欄の負担金名称が規約に定める協議会名称と相違しているため、修正されたい。

(3) 杉原千畝ルート推進協議会負担金

元リトアニア日本国領事館領事代理杉原千畝氏に縁ある自治体等が連携し、当該連携した地域の活性化に寄与することを目的とした杉原千畝ルート推進協議会（平成 28 年 7 月 13 日設立）に対し、負担金を支出している。

協議会は、規約第 13 条に基づき別途協賛要領を定めているが、資金協賛は「協賛企業等が協賛物品を輸送するための資金」の提供に限定されており、平成 31 年度決算額は 1 団体 10 千円のみであった。

協議会の設置目的に鑑み、賛同団体及び資金協賛の拡大に向けて検討されたい。

(4) 地域特産物振興事業補助金

地域の特色ある産地産品づくりを推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域特産物の発掘、育成、振興に要する経費の一部に対し、補助金を交付するものであり、高山市農業振興事業補助金交付要綱で規定している。

平成 31 年度は 3 団体（発掘、育成、振興各 1 団体）から申請があり、1,079 千円が交付された。また、令和 2 年度は 4 団体（うち 2 団体は平成 31 年度と同団体）からの申請に基づき、1,170 千円の交付が予定されている。

いずれの団体からも要綱に基づき必要書類が提出されているが、出荷量、販売額の記入漏れや、生産者数、栽培面積の記入誤りのほか、団体の所在地が間違っただまま申請を受け付け、補助金を交付した団体も見受けられた。また、提出された交付申請書や実績報告書に、高山市公文書規程第 9 条第 1 項第 1 号で規定する受付印のないものも散見された。

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 や高山市補助金交付規則第 1 条の規定に基づき公益性がある場合に交付するものであり、対象事業の公益上の必要性や効果を検証するためにも、適正な事務の執行に努められたい。

（５） 県中部山岳国立公園活性化推進協議会負担金

県内の中部山岳国立公園及び周辺地域の活性化を目的とした岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会（平成 31 年 3 月 5 日設立）に対し、県と市が折半で負担金 25,000 千円を支出している。

平成 31 年度の負担金については、天候不良等により事業が計画どおり実施できなかったことに伴って生じた余剰金 5,095 千円を全額返還し、協議会の令和 2 年度への繰越金は 0 円となっていた。

規約第 13 条第 2 項において収入・支出等にかかる事務を市が担うと規定されている協議会であり、年度当初の事務経費（賃金、事務機器借上料等）の支出に充てるため、一定額を見込んで繰り越すべきであったと考えるが検討されたい。

（６） 浄化槽設置整備事業補助金

生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図ることを目的として、浄化槽の設置にかかる費用に対し、補助金を交付するものであり、高山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で規定している。

平成 31 年度交付実績について調べたところ、17 件中 8 件が実績報告書の提出から支払日までに 3 ヶ月以上経過しており、最長のものは半年近くを要していた。担当者の事務遅延が主な原因であるとの説明であったが、進捗状況を的確に把握し、適正な事務を執行されたい。なお、令和 2 年度の交付分については、遅滞なく事務処理されていることを確認した。

また、要綱第 8 条第 2 号及び別記様式第 5 号において、飛騨地域振興局の名称が記されていたが、平成 27 年 4 月 1 日から飛騨県事務所に変更されているため、すみやかに正式名称に改正されたい。

なお、下水道整備予定区域外の浄化槽未設置数は、監査日時時点で 600 戸以上あることから、当補助金の目的に鑑み積極的な利用促進に取り組まれたい。